

原 村 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和 8 年 2 月

原小中学校通学路の交通安全確保に関する連絡会議

1. プログラムの目的

令和8年2月から原小中学校の通学路において関係機関と連携して点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「原村交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「原小中学校の交通安全確保に関する連絡会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・原村教育委員会
- ・原村建設水道課
- ・茅野交通安全協会原支部
- ・原小学校
- ・茅野警察署(原村駐在所)
- ・原小学校PTA(保護者)
- ・諏訪建設事務所
- ・原中学校

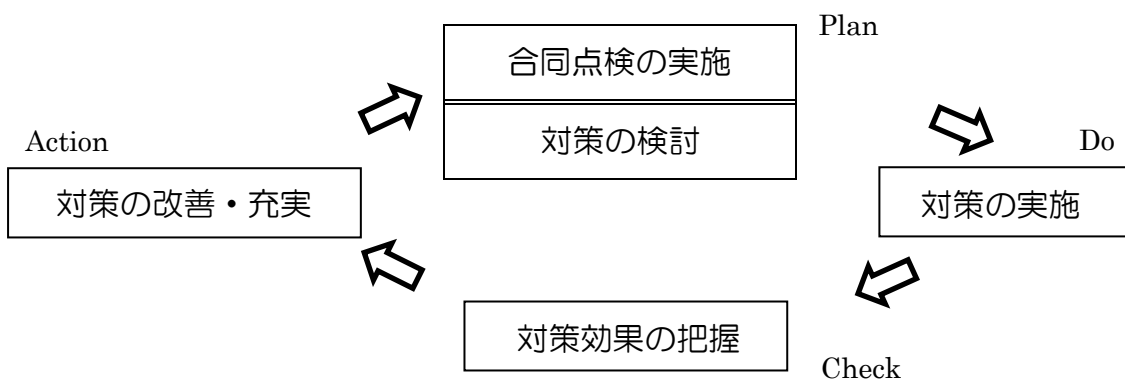
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・小学校 PTA 安全委員会等により地区 PTA により5月に通学路の点検を実施し、その内容について報告書を作成します。
- ・中学校は生徒会において通学路の要望書を作成します。
- ・危険箇所の把握が早期に必要であることから、7月に連絡会議において対策等を検討し、重点課題を設定し合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校、保護者、道路管理者、警察、交通安全協会、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、保護者、自治会等の意見を聞きます。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小中学校の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「要対策箇所表」及び「要対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 要対策箇所表別添②

要対策箇所図